板橋区教育標準時間における施設等利用給付認定に関する要綱 (令和元年7月11日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) その他の法令に基づき、教育標準時間における施設等利用給付認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 子育てのための施設等利用給付 法第30条の2に規定する施設等利用 費の支給
 - (2) 教育標準時間における施設等利用給付認定 法第30条の4第1項第1 号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子ども(以下「幼児」という。)の 区分に係る法第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定
 - (3) 幼稚園等 法第30条の11の規定により区長が確認した法第7条第1 0項第2号に規定する幼稚園及び第3号に規定する特別支援学校
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法に おいて使用する用語の例による。

(申請)

- 第3条 教育標準時間における施設等利用給付認定を受けようとする小学校就 学前子どもの保護者は、幼稚園等への入園が内定した後、子育てのための施設 等利用給付認定申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を区長に 提出しなければならない。
- 2 区長は、当該保護者に対し、教育標準時間における施設等利用給付認定のための審査及び調査に必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 申請書は、幼稚園等を経由して提出することができる。 (必要書類)
- 第4条 保護者は、申請書を提出する際は、必要な書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができるときは、これを省略することができるものとする。

(調査及び審査)

第5条 区長は、申請内容及び教育標準時間における施設等利用給付認定に係る状況を把握するため、申請書及び必要書類の確認、保護者との面接等により調査及び審査を行う。

(子育てのための施設等利用給付認定)

第6条 区長は、前条の規定による調査及び審査の結果、幼児に該当すると認め

- られるときは、教育標準時間における子育てのための施設等利用給付認定を 行うものとする。
- 2 前項の規定による施設等利用給付認定を受けた幼児の保護者は、施設等利 用給付認定を受けた幼児の属する世帯の所得状況に応じて、別表に定める階 層区分ごとに区分する。

(有効期間)

第7条 区長は、教育標準時間における施設等利用給付認定をするに当たっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の5第1号の規定に基づき、当該教育標準時間における施設等利用給付認定の有効期間を、施設等利用給付認定が効力を生じた日から対象となる小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間とするものとする。

(認定の結果の通知等)

- 第8条 区長は、教育標準時間における施設等利用給付認定を行ったときは、施設等利用給付認定通知書(別記第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。ただし、第3条第3項の規定により幼稚園等を経由して申請書が提出された場合における施設等利用給付認定通知書の交付は、当該申請の際に経由した幼稚園等を経由して行うことができる。
- 2 区長は、教育標準時間における施設等利用給付認定申請に係る申請者が支 給要件を満たさないときは、施設等利用給付認定申請却下通知書(別記第3号 様式)により、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、教育標準時間における施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、施設等利用給付認定取消通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 4 区長は、教育標準時間における施設等利用給付認定申請に対する処分の延期を行ったときは、施設等利用給付認定遅延通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会事務局次長が 別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以後に教育を受ける小学校就学前子どもの施設等利 用給付認定について適用する。
- 3 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前において も行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この一部改正による改正前の板橋区教育標準時間における施設等利用給付認定に関する要綱に基づいて作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この一部改正は、決定の日から施行する。
- 2 この一部改正による改正後の第1号様式は、令和4年4月1日以後の入園 に係る施設等利用給付認定申請について適用し、同日前の申請については、 なお従前の例による。
- 3 この一部改正による改正前の板橋区教育標準時間における施設等利用給付 認定に関する要綱に基づいて作成された様式の用紙で、現に残存するものに ついては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

		各月初日の	の幼児の属する世帯の階層区分
階層区分			定義及び条件
A階層	生活保護法	(昭和25年	法律第144号)による被保護世帯並びに中国残留邦人
	等の円滑な帰	帰国の促進:	並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の
	自立の支援に	工関する法?	律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項に
	規定する支援	爰給付(中	国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
	立の支援に関	引する法律	の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則
	第4条第1項	原に規定す	る支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
	及び永住帰国	国後の自立	の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年
	法律第106号) 附則第 2	2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によ
	ることとされ	る支援給	付を含む。)受給世帯
B階層	A階層を除き	当年度分	の特別区民税又は市町村民税非課税世帯(特別区民税
	又は市町村国	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	非課税世帯を含む。)
C階層	A階層を除	第1階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割
	き当年度分		の額が77,100円以下の世帯
	の特別区民	第2階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割
	税又は市町		の額が77, 101円以上211, 200円以下の世帯
	村民税所得	第3階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割
	割課税世帯		の額が211, 201円以上256, 300円以下の世帯
		第4階層	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割
			の額が256,301円以上の世帯

備考

- 1 この表における特別区民税額又は市町村民税額の計算については、東京都板 橋区保育所等の保育費用に関する条例(平成9年板橋区条例第14号)に規定す る保育費用に係る特別区民税額又は市町村民税額の計算の例による。
- 2 幼児の属する世帯の階層区分を保護者が証明することができない場合は、当

該世帯については、C階層第4階層に属するものとみなしてこの表の規定を適用する。

3 この表の規定の適用に際し、4月から8月までの月分の保育料を決定する場合においては、表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

子育てのための施設等利用給付認定申請書

情報 金融機関名 支店名 支店コード (3桁) 機関 (申請者名義) 預金種別 普通・当座 口座番号 (7桁) 位 〒	(90	元)	収	橋 区 長															記入日		2	年	月	Ħ
# 17 女																								
# 17 女																								
# 17 女																								
# 17 女																								
# 17 女																								
# 17 女																								
# 17 女																								
# 17 女	以	上の	ことに	 に同意し、子	ども・子	<u> </u>		3 0 条	の 5 第	1項の	規定に基	づき、	次 のと	 おり施記			系る認定	を申請し	 、ます。					
1				T																	_			
1		第1	一号	□ 申請子 立大学	どもがネ 附属幼ネ	満 3 歳 惟園)	以上~/ 、特別支	、学校 泛援学	就学前 校幼稚	である	り、幼稚 施設等利	:園(- 用給 [/]	子どもの 付認定を	のための を希望)教育	• 保育給	付の対	象ではな	い私立:	幼稚園	や国			
1	認定																				\neg			
The state of t	植別																							
Tune																								
世別						フリ			(義人)						申請子	-どもとの	シ続柄 _	年齢			生年	三月日		
### 全社機関を ま																_			個人有	番号				
検報 全種機関名 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大		申												性別		男・女						年	月	日
### 接着 後		請								と置中 料							=		夕		专	ド ョー	K (3‡	存)
### (中語者名義) (学通・当連 「信用を企・農 第		護	技	辰 込 先					立之 代工			<u> </u>	銀行・		用金庫		<u>></u>		<u> </u>	支店	<u> </u>		r (311	1)
接金機別 普連 ・ 当座		TI I	金	え融機関							信用組織				組合・農協					<i>></i> //LI				
## 技術区 年1月1日又は、年1月1日の住所地が板橋区以外の方は記入してください。 技術区への転入日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日			,	1 114 11 1144							普通 • 当座 口				座番号(7桁)									
中 中 中 中 中 日宅: () 日宅: () 日宅: () 日 日宅: () 日宅: () 日宅: () 日 日宅: () 日 日宅: () 日宅: () 日 日宅: () 日宅: () 日宅: () 日 日宅: () 日宅: () 日 日宅: () 日 日宅: () 日宅: () 日 日 日宅: () 日 日宅: () 日 日宅: () 日 日 日宅: () 日 日宅: () 日 日宅: () 日 日 日 日宅: () 日 日 日 日宅: () 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		住	₸	_				(マンシ	ョン名	(等)						雷 壬	求 旦.			()	
中		所	板村	喬区													电的	留 万			()	
語子とも (該当の場合のみ、右の口にと庭を付けてください。)							F1月1	日の自	上所地が	が板橋					さい。				の転入日		2	年		日
放当の場合の人名の口にならせいでください。	申請	L					ナナム						-			牛]	1月 1	. H					区 (市	1)
大名 性別 年齢 生年月日 (単身社任等で別居の場合は任所) 株割・学校名・通閲施設名 (単身社任等で別居の場合は任所) 中間 中間 中間 日 日 日 日 日 日 日 日 日			(該)	当の場合のみ、	右の口に	レ点を作	付けてくだ	さい。)			当												
#	ŧ											年的	齢		生	上年月日			(単	職業・ 身赴任	学校名 :等で別	ム・通園 川居の場	施設名 合は住	所)
************************************		申											佢	国人番号	1.7		-							, , , ,
************************************	者な	育子									男・女					年	月	月						
世	よ	₹.	転園	の場合は、i	通園して	いた施	記を記入	して	ください	, \ _0	【施設名] :							(:	年	月	F	退園)
も 転園の場合は、通園していた鑑設を記入してください。 【施設名】: (年月日日) 男・女 年月日 場・女 年月日日 月・女 個人番号 男・女 年月日 個人番号 年月日 個人番号 年月日日 個人番号 年月日 明上する(予定を含む。) 幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)・特別支援学校幼稚部について記入してください。 施設名 満年少年中年長利用間鈴子定日 別用間鈴子定日 翌年度4月1日入園	5世#	請											但	国人番号	7		><							
申請者 子とも 男・女 年月日 転園の場合は、通園していた醯設を記入してください。 「施設名】: 年月日 男・女 年月日日 個人番号 年月日日 個人番号 月日日 場・女 年月日日 同人番号 年月日日 日本号 日本月日日 日本号 年月日日 日本号 年月日日 日本号 年月日日 日本会社の日本会社の日本会社の日本会社の日本会社の日本会社の日本会社の日本会社の	 一員	ど	+ → -	1018 4 11 1	Z = 1 1	· · · · · · · · · · · · · · · ·		1	2 2 N C x							年	月	日						- >=
財子とも			転遠	の場合は、i	恵園 して	いた施	【設を記人	、して・	ください	, \ ₀	【施設名] :	/13	日人平日	1.				(:	年	月		退園)
*** 転園の場合は、通園していた施設を記入してください。		請								_	里 • 廿		11	山八 金万	7			Я						
期・女 個人番号 月・女 年月日 個人番号 年月日 月・女 個人番号 月・女 個人番号 月・女 個人番号 月・女 年月日 日本 日本 月・女 日本 日本 日本		ど	転康	 の場合は、i	角闌して	いた施	設を記入	して	ください	() ₀] :						— Н	(年		E	 3 退慮)
期・女 個人番号 男・女 年月日 月・女 年月日 個人番号 年月日 財用する(予定を含む。) 幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)・特別支援学校幼稚部について記入してください。 施設名 満年少年中年長 利用開始予定日			1-1	1 - 30 11 - 10 11					.,	0			個	国人番号	17						'			
男・女 年月日 男・女 年月日 月・女 個人番号 月・女 年月日 月・女 年月日 日本 月日日 日本 月日日 日本 月日日 日本 月日日 日本 月日日 日本 月日日 日本 月日日 日本 月日日 日本 日本 月日日 日本 月日日 日本 日											男・女					年	月	月	_					
期・女 個人番号 月・女 個人番号 月・女 個人番号 月 中 月 日 日 利用する (予定を含む。) 幼稚園・認定こども園 (幼稚園枠) ・特別支援学校幼稚部について記入してください。 満 年 少 年 中 年 長 利用開始予定日 一 翌年度4月1日入園													個	固人番号	7		\\							
期・女 年月日 関・女 個人番号 月用する(予定を含む。) 幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)・特別支援学校幼稚部について記入してください。 満日年少年中年長利用開始予定日											男 · 女					年	月	日						
周人番号											里。女		1 <u>i</u>	国人番号	7				_					
期・女 年月日 利用する(予定を含む。) 幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)・特別支援学校幼稚部について記入してください。 満年少年中年長利用開始予定日											カ · 女		信	国人番号	1.	+	<u>Н</u>	<u> </u>						
施設名										+	男 · 女					年		日	1					
施設名	—— 利用	する	(子	 - 定を含む。)幼稚	園・認	図定こど 。	も園	(幼稚園	 園枠)	・特別	 支援学		部につ	いて記	八して	ください	/\°						
										湍	5 年	少	年 中	年	長				医 4月	1日入	園			
	JH	四尺子	1							3 歳	· 現 3 京	&児	4歳児	5歳	児	J/ IJ I개 外口 】	AC H	□ その)他(年	Ē.	月	日)	

第 号 年 月 日

施設等利用給付認定通知書

板橋区長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しま したので通知します。

			認	定番	子号	
認子		定		リカ	i ナ	
子	F.	£	氏		名	
			生:	年 月	日	
保	護	者	住		所	
			氏		名	
			生	年 月	目	
決	定	<u>*</u>	年	月	日	
認		定		区	分	
有		効	-	期	間	
保育	ずの	必	要性	生の事	事由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として(訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号 年 月 日

施設等利用給付認定申請却下通知書

板橋区長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しま したので通知します。

申		請	フ	リガ	ナ	
子	ど	ŧ	氏		名	
申	請	者	申の	請住	時所	
			氏		名	
却	干	,	年	月	日	
却	Ŧ	7	の	理	由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として(訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記 の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日 から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起す ることが認められる場合があります。

施設等利用給付認定遅延通知書

板橋区長

子育てのための施設等利用給付認定について、現在審査中ですので 年 月 日までお待ちください。

	認	定番	: 号	
認 定子 ども		・リガ	ナ	
子ども	氏	,	名	
	生	: 年月	日	
保護者	住.		所	
	氏		名	
	生	年月	日	
取消	年	月	日	
遅 延		理	由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として(訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号 年 月 日

施設等利用給付認定取消通知書

板橋区長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

			認	定:	番 号	
認		定		リ .	ガナ	
認子	ど	ŧ	氏		名	
			生	年	月日	
保	護	者	住		所	
		Ī	氏		名	
			生	年,	月日	
取	消	Í	年	月	日	
取		消		理	由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として(訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。